

平成 15 年 7 月 22 日

厚生労働大臣

坂口 力 様

全国介護移送協会

会長 黒田 司郎

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜っております。

現在、全国の介護現場では介護移送をめぐる混乱が生じておりますことをご承知のことと存じます。

在宅介護を成り立たせるために、移送介護について本質的な議論をしていただきたく、ここに一筆したためさせていただきます。

人間は社会とのかかわりを持たなければ生きられないことは、いうまでもないことです。必要なところへ必要なときに外出することは、人間の尊厳にもかかわる問題だと考えます。

もしもそのことが阻止されるとするならば、日本国憲法十三条「全ての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」この条項が無視されることになるのではないのでしょうか。

健康を維持するために、虚弱な高齢者の在宅介護は、医療機関への通院なしには存在し得ません。せめて通院のみとも、最低限の移送介護としてそのニーズが満たされることを願います。

行政による介護サービスも、民間業者による介護サービスも、NPOによる介護サービスも、互いにそれぞれの利点を生かしあって、有機的につながってこそ、地域社会に活力が呼び起こされることを信じます。

ここで改めて、制度は制度のために存在するのではなく、いま生きている人のために存在するということを、謙虚に思い起こす事が必要なのではないのでしょうか。

ここに添えさせていただく提言書が、介護移送に関し、「今、何が不足」しており、「これから何が必要か」を考えるための参考になることを望みます。

全国介護移送協会

事務局

〒762-0046

香川県坂出市富士見町 2-5-3

TEL 0877-46-0757

FAX 0877-46-0751